

提出する弁明書については、以前から電子メールなどのオンラインでの提出が可能であり、今回の条例改正は運用については何ら変更を及ぼすものではありません。

●南部市民センターの廃止 (第55号議案)

府相公民館の移転新築に伴い、令和2年3月31日をもって南部市民センターを廃止します。

●**総務委員会での主な質疑**
問 廃止後の施設や土地はどうするか。

答 昭和39年に旧耐震基準



新府相公民館(イメージ図)

で建築された建物であり、耐震性が確保されておらず、今年度末をもって用途廃止された後は令和2年度中に解体し、解体後の土地は所有者である府相区に返還する予定です。

●本会議での主な論点

賛成府相公民館の移転新築

が決まり、地元関係者や利用者へ周知を図ってきた。利用者は府相公民館や市民会館等の公共施設、各地区

集会所のほか、民間の施設において、これまでの活動が継続できるものと考え、また、地元関係者の理解も得られたことから、廃止は

妥当であると判断する。

●**反対南部市民センターの廃止**
止によって、市民センターが一つもなくなってしまう。

市民が自由に活動できる場がどんどん減らされている。市民センターの廃止ありきで進めることは認められない。

●**文学記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正**

(第56号議案)

令和2年4月1日から海



海辺の文学記念館

辺の文学記念館に新たに指定管理者制度を導入します。それに伴い、職員の規定の削除などの改正を行います。

●**経済委員会での主な質疑**
問 指定管理者からのようなサービスが提案されたのか。

答 観光シーズンの週末の開館時間の延長や休館日を設けないなどの提案のほか、キッチンカーによる軽食サービスや蒲郡を舞台とした書籍の朗読会の開催などの提案がありました。

問 経費面ではどのような利点があるか。

答 指定管理者制度を導入することで、平成30年度の維持・管理に係る経費と比べて、約10%から15%の削減が見込まれます。

●手話言語条例の制定

(第57号議案)

手話が言語であるとの認識に基づき、市民一人一人が手話に対する理解を深め、ろう者が手話を通じて必要な情報を取得し、手話により十分な意思疎通を図ることができ、環境を整備し、市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することができる地域社会の実現を目的に、手話言語条例を制定します。

●**文教委員会での主な質疑**
問 条例制定により、具体的に何が、どう変わるか。

答 この条例は理念的な条例であり、制定後に具体的に何がかわることはありませんが、今後は条例の目的や基本理念を市民に周知し、市民の間で手話への理解や普及がさらに進むように必要な施策を推進します。



市では、令和2年度以降、市職員向けの研修や、市民が気軽に申し込める初心者向け講座の開催等を検討しています。

●印鑑条例の一部改正

(第70号議案)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行を踏まえ、印鑑登録証明事務処理要領が改正されました。このことに伴い、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、印